

(ご案内) 平成30年7月豪雨災害によってお住まいに被害を受けられた皆様へ

広島県では、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町にお住まいで、今回の豪雨災害により住宅に甚大な被害を受けられた皆様に、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業を実施します。

1 入居者の要件 (いずれにも該当)

- (1) 平成30年7月豪雨災害において、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町に住所を有する方
- (2) 住家が全壊、半壊、一部損壊、床上浸水等し、居住する住家がない方であって、自らの資力では住家を得ることができない方

※ 本制度を利用して応急仮設住宅に入居した場合、災害救助法に基づく応急修理の制度は利用できません。

2 借上げ住宅の条件 (いずれにも該当する住宅)

- (1) 県と協定を締結した不動産関係団体（(公社)広島県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会広島県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会）が斡旋した住宅等
- (2) 家賃が、下記の区分における世帯人員ごとに定める金額の範囲内である住宅

世帯人員	家賃 (円)
1人	50,000
2人	65,000
3～4人	70,000
5人以上	90,000

※ 家賃額には、共益費、管理費及び駐車場使用料を含みません。

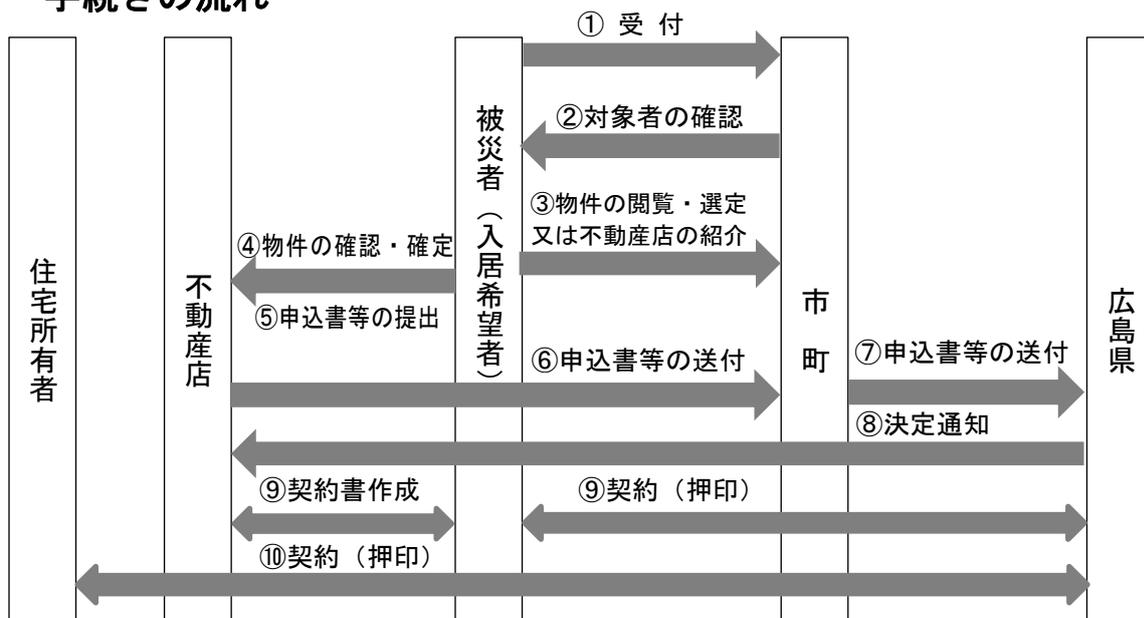
3 費用負担

- (1) 県の負担
 - ア 家賃
 - イ 礼金 (限度：家賃の1か月分)
 - ウ 仲介手数料 (限度：家賃の0.54か月分)
 - エ 火災保険 (限度：15,000円/年)
 - オ 退去時修繕費 (限度：家賃の1ヶ月分/年)
- (2) 入居者の負担
 - ア 光熱水費その他専用設備に係る使用料
 - イ 駐車場使用料
 - ウ 共益費・管理費
 - エ 自治会費
 - オ 入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用

4 入居期間

6か月間 (災害救助の事情に応じ、当初契約締結の日から最長2年間を限度)

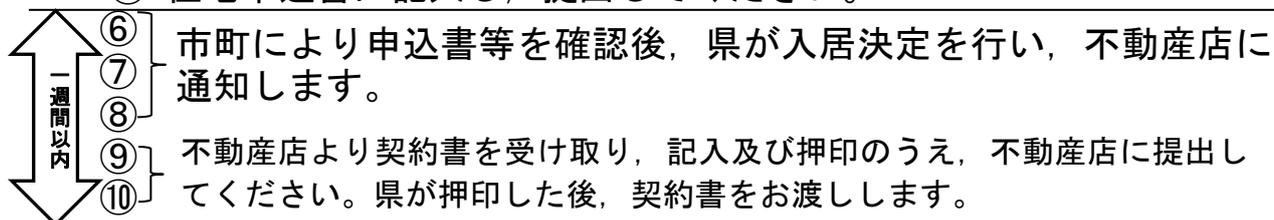
5 手続きの流れ



- ① 受付票に記入してください。受付時にクジで受付順番を決定します。
- ② 市町から対象者である旨の確認を受けてください。

【必要な書類】住民票，り災証明書（取得できない方は，後日提出してください。）

- ③ 近くの不動産店を紹介してもらってください。
- ④ 希望の住宅を管理する不動産店を訪問し，物件を確定してください。
- ⑤ 住宅申込書に記入し，提出してください。



6 日時・場所

被災時にお住まいの市町で申込みを行ってください。

市町	場所	日時	問い合わせ先
呉市	呉市役所，吉浦市民センター， 広市民センター，天応市民センター， 昭和市场センター，安浦市民センター	平成30年 7月20日（金）	住宅政策課(0823-25-3830)
三原市	三原市営住宅管理グループ事務所， 本郷生涯学習センター，三原市大和支所	平成30年 7月22日（日）	住宅対策課(0848-67-6120)
尾道市	尾道市役所本庁舎，因島総合支所	各日 10:00～17:00	建築課(0848-38-9247)
福山市	福山市役所		住宅課(084-928-1101)
東広島市	東広島市役所		住宅課(082-420-0946)
江田島市	江田島市役所		都市整備課(0823-43-1647)
府中町	くすのきプラザ		建築課(082-286-3174)
海田町	海田町役場		都市整備課(082-823-9634)
熊野町	熊野町役場		開発指導課(082-820-5638)
坂町	坂町役場，小屋浦小学校		企画財政課(082-820-1520)